

■収入基準の説明書（普通町営住宅用）

- ①現在の会社に1年以上勤務している場合
次の要領で所得月額を計算してください。

計算方法 (A - B) ÷ 12ヶ月 = 収入月額

収入月額が158,000円以下なら申し込みできます。

※なお裁量階層世帯の場合は、収入月額が214,000円以下であれば申し込みできます。

Aとは・・・年間総所得金額（または、年間合計総所得金額）

- 給与所得及び年金所得の方は、下記の要領で年間総収入金額（税込金額）から年間総所得金額を計算してください。
- 事業所得の方は、そのままの金額が年間総所得金額です。

・給与所得の方

年間総収入(税込み金額)	年間総所得金額の計算式	年間総所得金額A <input type="text"/> 注：所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。
651,000円未満	年間総所得金額＝「0」円	
651,000円以上～1,619,000円未満	年間総所得金額＝年間総収入金額-650,000円	
1,619,000円以上～1,620,000円未満	年間総所得金額＝「969,000」円	
1,620,000円以上～1,622,000円未満	年間総所得金額＝「970,000」円	
1,622,000円以上～1,624,000円未満	年間総所得金額＝「972,000」円	
1,624,000円以上～1,628,000円未満	年間総所得金額＝「974,000」円	
1,628,000円以上 ～ 1,800,000円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア)収入金額÷4,000円で算出した答の小数点以下を切り捨てる。	
1,800,000円以上 ～ 3,600,000円未満	(イ)上の(ア)で算出した数値に4,000円をかける。 次に(イ)で算出した金額を右の算出式にあてはめてください。	
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	左のとおり端数整理した支払い金額×0.6 -180,000円	
6,600,000円以上～10,000,000円未満	左のとおり端数整理した支払い金額×0.7 -540,000円	
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間総所得金額×0.8 -1,200,000円	

・年金所得の方

年齢	年間総収入金額	年間総所得金額の計算式	年間総所得金額A
65歳以上の方	1,200,000円以下	年間総所得金額＝「0」円	<input type="text"/> 注：所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。
	1,201,001円以上～3,300,000円未満	年間総収入金額-1,200,000円	
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円	
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円	
65歳未満の方	700,000円以下	年間総所得金額＝「0」円	<input type="text"/> 注：所得のある方が2人以上の世帯は、ここで所得を合算してください。
	700,001円以上～1,300,000円未満	年間総収入金額-700,000円	
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-375,000円	
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-785,000円	

(注) 給与所得と年金所得のある方には、上表により給与収入の所得金額をまた下表の年金収入の所得金額を計算し、合算したものが年間総所得金額Aとなる。

Bとは・・・控除合計金額

控除名		控除対象者の範囲	計算式	控除合計金額B <input type="text"/>
①扶養・同居・親族控除		申し込み本人以外の入居家族及び別居している所得税法上の扶養親族	380,000円 × () 人＝	
特別 控 除 対 象 者	②老人控除対象 配偶者控除	70歳以上扶養親族・配偶者	100,000円 × () 人＝	
	③老人扶養控除			
	④特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円 × () 人＝	
	⑤寡婦(夫)控除	死別、離別したのち婚姻をしていない者 など	270,000円 × () 人＝ (その者の所得金額が270,000円未満 のときはその額)	
	⑥特別障害者控除	申し込み本人あるいは①の該当者で1～2 級の身障者など	400,000円 × () 人＝	
	⑦障害者控除	申し込み本人あるいは①の該当者で3～6 級の身障者など	270,000円 × () 人＝	

②就職または開業されてから1年未満の世帯の計算方法

収入(就職した翌月から
申し込み月の前月まで)

————— × 12ヶ月 + 夏期・冬季などのボーナス支給 = 推定年間総収入金額
働いた月数(就職した翌月から) (推定額)
申し込み月の前月まで)

<事業所得の方も同様にして年間総所得金額を推計してください>

(注意) 今後、国の制度見直しに伴い、月収額の区分、控除の内容等が変更になることがあります。